

II 集計項目の説明及び利用上の注意

1 集計項目の説明

- (1) 事業所数は、平成 24 年 12 月 31 日現在の数字である。

なお、事業所とは、一般に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものである。
- (2) 従業者数は、平成 24 年 12 月 31 日現在の常用労働者と個人事業主及び無給家族従業者数の合計である。
- (3) 現金給与総額は、平成 24 年 1 年間に、常用労働者のうち雇用者に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。

その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に対する支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額等である。
- (4) 原材料使用額等は、平成 24 年 1 年間に製造加工のために使用した原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費の合計であり、消費税額を含んだ額である。
 - ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額であり、原材料として使用した石炭、石油等の使用額も含んでいる。また、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含んでいる。
 - ② 燃料使用額とは、燃料として用いた石油、ガス、石炭などの使用額であり、構内の荷物運搬用及び暖房用の燃料を含んでいる。
 - ③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額であり、自家発電は含んでいない。
 - ④ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他の企業の工場等に支給して、製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃又は支払うべき加工賃である。
- (5) 製造品出荷額等は、平成 24 年 1 年間ににおける数字であり、製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程から生じたくず及び廃物の出荷額の合計であり、製造品在庫額等は、消費税等内国消費税額を含んだ額である。
- (6) 製造品、半製品及び仕掛品並びに原材料及び燃料の在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価格によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品を含んでいる。
- (7) 有形固定資産に関する数字は、平成 24 年 1 年間ににおける数字であり、帳簿価額によっている。
 - ① 有形固定資産は、次のものをいう。
 - ア 土地
 - イ 建物及び建築物（土木設備、建物付属設備を含む）
 - ウ 機械及び装置（付属設備を含む）
 - エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具及び備品等

- ② 有形固定資産除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額である。
- (8) リース契約とは、契約期間が1年を越える動産の賃貸契約であって、かつ中途解約ができないものをいう。なお、リース期間経過後に1年ずつ契約を延長する、いわゆる再リースは含まない。リース契約額とは平成24年以内にリース契約を締結して対象物の引き渡しを受けたものの契約の全体額である。リース支払額は平成24年以内に支払ったリース料である。
- (9) 生産額及び付加価値等額の諸計算式
- ① 生産額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)
+ (半製品及び仕掛品年末在庫額 - 半製品及び仕掛品年初在庫額)
- ② 付加価値額 = 生産額 - (内国消費税額 + 推計消費税額)
- 原材料使用額等 - 減価償却額
- ③ 粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (内国消費税額 + 推計消費税額)
- 原材料使用額等
- (10) 工業用地
- ① 敷地面積
敷地面積とは、平成24年12月31日現在において、事業所が使用(賃借を含む)している敷地の全面積である。ただし、鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、倉庫及びその他福利厚生施設等に使用している敷地等については、生産設備などの敷地と、道路(公道)、塀、柵などにより明確に区別されている場合及びこれらの敷地の面積がなんらかの方法で区別できる場合は除いている。
- ② 建築面積
敷地面積内にあるすべての建築物の面積の合計をいう。なお、平成22年12月31日現在建築中のものであっても、帳簿に建設仮勘定で計上したものは含めている。
- ③ 延べ建築面積
敷地面積内にある建築物の各階の面積の合計である。
- (11) 工業用水
- ① 水源別用水量
- ア 公共水道
都道府県又は市町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。
- (ア) 工業用水道
飲料に適しない工業用水を供給する水道(工業用水道)から取水した水をいう。
- (イ) 上水道
一般の水道のことで、飲料に適する水を供給する上水道から取水した水をいう。
- イ 井戸水
浅井戸、深井戸又は湧泉から取水した水をいう。

ウ その他の淡水

ア・イのいずれにも属さない淡水であって、エにも属さないものをいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水する水（地表水）及び河川敷又は旧河川敷内において、集水埋きよによって取水する水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の工場、事業所から供給を受ける水などである。

エ 回収水

事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用しているものをいう。なお、回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置など）を通すかどうかの有無は問わない。

② 用途別用水量

ア ボイラ用水

ボイラ内で蒸気を発生させるために使用する水をいう。

イ 原料用水

製品の製造過程において、原料としてそのまま使われた水、あるいは製品原料の一部として添加使用される水をいう。

ウ 製品処理用水

原料、半製品、製品などの浸漬や溶解等の物理的な処理を加えるために使用される水をいう。

エ 洗じょう用水

工場の設備又は原料、製品の洗じょうの用に供される水をいう。

オ 冷却・温調用水

工場の設備又は製品の冷却用に使用される水及び工場内の温度又は湿度の調整のために使用される水をいう。

カ その他

ア～オまでに含まれない従業者の飲用、入浴用、その他の雑用水をいう。

(12)内国消費税額とは、消費税を除く額（酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の納付税額又は納付すべき税額）である。

2 記号及び注記

(1) この報告書は、本市が独自に集計したため、後日、経済産業省から公表される数値とは若干異なる場合がある。

(2) この統計表中の『-』は該当数値なし、『0』及び『0.0』は端数四捨五入のため単位未満、『△』はマイナスの数値を表し、『X』は1又は2の事業所であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数値でも『X』で表したのは、1又は2の事業所に関する数値が前後の関係から判明する場合に秘匿した箇所である。

(3) 金額の単位は、特に指定がなければ万円単位とし、単位未満は四捨五入している。

(4) 表中の構成比は、端数四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

(5) 表中の産業分類は、日本標準産業分類の大分類『E-製造業』に基づいて経済産業省が作成した「商品分類表」の中分類を使用している。

なお、平成 19 年に日本標準産業分類が改定になり、「商品分類表」も平成 20 年調査から改定になった。改定前の分類中「衣服・その他の繊維製品製造業」が「繊維工業」に統合されたほか、「一般機械器具製造業」及び「精密機械器具製造業」は、「はん用機械器具製造業」、「生産用機械器具製造業」及び「業務用機械器具製造業」の 3 つに分割された。それにもない、表中 19 年以前の上記産業分類欄の数値は、分類できないため『-』と表示していることから、総数と一致しない場合がある。

(6) 産業中分類名の産業分類は、次のように略称を用いた。

番 号	略 称	産 業 中 分 類 名
09	食 料	食料品製造業
10	飲 料	飲料・たばこ・飼料製造業
11	織 維	繊維工業
12	木 材	木材・木製品製造業(家具を除く)
13	家 具	家具・装備品製造業
14	紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印 刷	印刷・同関連産業
16	化 学	化学工業
17	石 油	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック	プラスチック製品製造業
19	ゴ ム	ゴム製品製造業
20	皮 革	なめし皮・同製品・毛皮製造業
21	窯 業	窯業・土石製品製造業
22	鉄 鋼	鉄鋼業
23	非 鉄	非鉄金属製造業
24	金 属	金属製品製造業
25	はん用機械	はん用械器具製造業
26	生産用機械	生産用機械器具製造業
27	業務用機械	業務用機械器具製造業
28	電 子	電子部品・デバイス製造業
29	電 気 機 械	電気機械器具製造業
30	情 報	情報通信機械器具製造業
31	輸 送	輸送用機械器具製造業
32	そ の 他	その他の製造業

3 その他

平成 23 年は工業統計調査が実施されなかったため、各表において平成 22 年調査の数値と比較をした。